

平成23年(ワ)第866号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外33名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

準 備 書 面 (23)

平成28年12月28日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 救 軌
外12名



略語例

本件原子力発電所	浜岡原子力発電所3ないし5号機 (なお、特定の号機を示すときには、例えば「本件原子力 発電所3号機」と表す。)
原子力基本法	原子力基本法(昭和30年法律第186号)
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号)
災害対策基本法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則 (平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)
福島第一原子力発電所事 故	東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生し た平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に起因 する事故
格納容器	原子炉格納容器
I A E A	<u>I</u> nternational <u>A</u> tom <u>i</u> c <u>E</u> nergy <u>A</u> gency 国際原子力機関

はじめに

原告らは、平成27年3月6日付け準備書面27において、原子力災害対策に関する事項を原子炉等規制法に定める発電用原子炉の設置許可の要件とはしていない我が国の法体系は国際的な基準の一つであるIAEA作成の安全基準と整合していないという趣旨の主張をしている。また、原告らは、人格権に基づく妨害予防請求として本件原子力発電所の運転終了・廃止等の請求をしているところ、平成23年7月1日付け訴状及び原告ら準備書面27において、IAEA作成の安全基準における第5の防護階層である避難計画の不備が免れず同請求が認容されるべきであると主張する。更に、原告らは、その準備書面27において、静岡県作成の避難計画について、地震災害を考慮しておらず非現実的であると主張する。

被告は、平成27年9月8日付け準備書面(18)の第1において、我が国の現行法制度において避難計画をはじめとする原子力災害の防止に関する措置は、原子炉等規制法ではなく原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づいて行うものとされていることを述べたが、今般、原子力規制委員会が、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(乙A第7号証)について、平成28年8月24日に改訂版を公表したことを踏まえ、IAEA作成の安全基準について述べるとともに、改めて、原子力規制及び災害対策に関する我が国の法体系について述べる(第1)。また、浜岡地域における原子力災害対策について述べる(第2)。そのうえで、原告らの上記各主張に対して反論する(第3)。

第1 原子力規制及び災害対策に関する我が国の法体系

1 IAEA作成の安全基準

原子力規制委員会は、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(乙A第7号証)において、国際的な基準の一つであるIAEA作成の安

全基準のうち、「基本安全原則」(SF-1)¹⁾、「原子力発電所の安全：設計」(SSR-2/1 (Rev. 1)²⁾及び「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」(GSR Part 7³⁾について、以下のとおり説明している。

①「基本安全原則」について

「基本安全原則」(SF-1)においては、原子力発電所において事故を防止し、かつ、発生時の事故の影響を緩和する主要な手段は、深層防護の考え方を適用することであるとされている。この深層防護は、複数の連続かつ独立したレベルの防護の組合せによって主に実現されるとし、ひとつの防護レベル又は障壁が万一機能しなくても、次の防護レベル又は障壁が機能するとされている。そして、各防護レベルが独立して有効に機能することが、深層防護の不可欠な要素であるとされている」(乙A第7号証63頁)

②「原子力発電所の安全：設計」について

「原子力発電所の安全：設計」(SSR-2/1 (Rev. 1))では、深層防護の考え方を設計に適用し、5つの異なる防護レベルにより構築している」(乙A第7号証63、64頁)

「具体的には、第1の防護レベルは、通常運転状態からの逸脱と安全上重要な機器等の故障を防止することを目的として、・・・、発電所が健全でかつ保守的に立地、設計、建設、保守及び運転されることを要求するものである」(同64頁)

「第2の防護レベルは、発電所で運転期間中に予期される事象・・・が事故状態に拡大することを防止するために、通常運転状態からの逸脱を検知し、

¹ SF-1とは、IAEAが平成18年(2006年)に作成した「Fundamental Safety Principles, Safety Standards Series No. SF-1 (邦訳：基本安全原則)」である。

² SSR-2/1 (Rev. 1)とは、IAEAが平成28年(2016年)に作成した「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. SSR-2/1(Rev.1) (邦訳：原子力発電所の安全：設計)」である。

³ GSR Part 7とは、IAEAが平成27年(2015年)に作成した「Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency, General Safety Requirements No. GSR Part 7 (邦訳：原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応)」である。

管理することを目的として、設計で特定の系統と仕組みを備えること、それらの有効性を安全解析により確認すること、さらに運転期間中に予期される事象を発生させる起因事象を防止するか、さもなければその影響を最小に留め、発電所を安全な状態に戻す運転手順の確立を要求するものである」(同64頁)

「第3の防護レベルは、運転期間中に予期される事象又は想定起因事象が拡大して前段のレベルで制御できず、また、設計基準事故に進展した場合において、・・・、事故を超える状態に拡大することを防止するとともに発電所を安全な状態に戻すことができることを要求するものである」(同64頁)

「第4の防護レベルは・・・事故の拡大を防止し、重大事故の影響を緩和することを要求するものである。重大事故等に対する安全上の目的は、時間的にも適用範囲においても限られた防護措置のみで対処可能とするとともに、敷地外の汚染を回避又は最小化することである。また、早期の放射性物質の放出又は大量の放射性物質の放出を引き起こす事故シーケンスの発生の可能性を十分に低くすることによって実質的に排除できることを要求するものである」(同64, 65頁)

「第5の防護レベルは、重大事故に起因して発生しうる放射性物質の放出による影響を緩和することを目的として、十分な装備を備えた緊急時対応施設の整備と、所内と所外の緊急事態の対応に関する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要であるというものである」(同65頁)

③「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」について

「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」(GSR part 7)においても、政府は、規定を設け、・・・役割と責任を明示し、割り当てることを確実なものとしなければならないとされており、避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について原子力事業者に対する規制として規定することは求められていない」(乙A第7号証66頁)

2 原子力規制及び災害対策に関する我が国の法体系

- (1) 原子炉等規制法は、原子力基本法にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的としている（同法1条）。そして、同法は、発電用原子炉の設置許可の要件として、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと（同法43条の3の6第1項1号）、発電用原子炉を設置しようとする者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（同項2号）、発電用原子炉を設置しようとする者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること（同項3号）、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（同項4号）の各号に適合していることを求めており、原子力災害対策に関する事項については、発電用原子炉の設置許可の要件とはしていない。同項4号の委任を受けて定められた設置許可基準規則には、発電用原子炉による災害を防止するた

めの事項として、共通要因による安全機能喪失の防止の要求、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生及び拡大を防止するための事故防止対策の要求、並びに、重大事故の発生及び拡大を防止するための炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策の要求が定められている。

- (2) 他方、災害対策に関する事項については、災害対策基本法において総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることとしている（同法1条）。この災害対策基本法の特別法である原災法は、適切な対応を行うためには専門的な知見や特別の装備を必要とするという原子力災害⁴の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等（同法第2章）、原子力緊急事態⁵宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等（同法第3章）並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする法律である（原災法1条）。

国は、防災に関して万全の措置を講ずる責務を有している（災害対策基本法3条1項）ところ、原子力災害についても、原災法及び関係法令に基づき、緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずることなどにより、上記責務を遂行しなければならないとされている（原災法4条）。内閣府に設置された中央防災会議は、地震災害や津波災害等とともに、原子力災害についても、防災基本計画を作成することとされている（大規模地震対策特別措置法5条等、原災法28条、災害対策基本法34条）。一方、原子力規制委員会は、原子力事業者、国及び地方公共団体による原子力災害対策の円滑な

⁴ 原子力災害とは、原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう（原災法2条1号）。

⁵ 原子力緊急事態とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう（原災法2条2号）。

実施を確保するため、防護措置を短期間で効率的に行うための原子力災害対策重点区域（PAZ⁶、UPZ⁷等）の範囲の目安及び緊急事態区分等の専門的技術的事項を内容とする原子力災害対策指針を定めることとされている（原災法6条の2）。

地方公共団体は、当該地方公共団体の地域及び住民の生命等を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該地方公共団体の地域に係る防災計画を作成するなど、防災に関する基本的な責務を有している（災害対策基本法4条1項、5条1項）ところ、原子力災害についても、原災法及び関係法令に基づき、緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずることなどにより、上記責務を遂行しなければならないとされている（原災法5条）。都道府県に設置される都道府県防災会議は、原子力災害についても、防災基本計画に基づき都道府県地域防災計画を作成することとされており（原災法28条、災害対策基本法40条）、この地域防災計画に基づき、PAZ及びUPZ圏内の住民の避難元市町村ごとの避難先地方公共団体、国道、県道等の避難経路及び避難手段等を定めた広域避難計画の作成等を行っている。また、市町村に設置される市町村防災会議（市町村防災会議が設置されない場合は市町村長）は、原子力災害についても、防災基本計画に基づき市町村地域防災計画を作成することとされており（原災法28条、災害対策基本法42条）、この地域防災計画に基づき、広域避難計

⁶ PAZ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）とは、急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響（一定の放射線量以上でなければ医学的に検知できないとされている影響）等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境中への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域であり、施設からおおむね半径5キロメートルの区域をいう。

⁷ UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）とは、国際基準等に従って、確率的影響（放射線の量に比例して発生する確率が高くなると考えられている影響）のリスクを最小限に抑えるため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、施設からおおむね半径30キロメートルの区域をいう。

画に則ったP A Z及びU P Zの設定に基づく市町村内自治区ごとの避難先及び市町村内の避難経路等を定めた避難計画の作成等を行っている。地方公共団体が作成する地域防災計画は、当該地方公共団体による作成後、地域原子力防災協議会⁸の作業部会における検討を経たうえで、同協議会において、合理的かつ具体的なものとなっていることが確認され、更に、原子力防災会議⁹に報告され、了承される。

原子力事業者は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する（原災法3条）ところ、その原子力事業所ごとに、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために、緊急事態区分に応じた関係機関への通報並びに原子力防災要員の設置及び原子力防災資機材の備付け等について定めた原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しなければならないとされている（同法7条1項）。また、原子力事業者は、地域防災計画との整合を図るため、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長に協議しなければならないとされている（同条2項）。更に、原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正したときは速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出なければならない

⁸ 地域原子力防災協議会は、「内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する」（「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」平成25年9月3日原子力防災会議決定）という方針を受けて、内閣府が設置し、地域防災計画・避難計画作成への支援・確認等を行う。

⁹ 原子力防災会議は、原子力基本法に基づき、原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施を推進するために内閣に設置される（同法3条の3、3条の4）。同会議は、議長、副議長及び議員をもって組織され、議長は内閣総理大臣をもって充て、副議長は内閣官房長官、環境大臣、内閣官房長官及び環境大臣以外の国务大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員会委員長をもって充て、議員は議長及び副議長以外の全ての国务大臣並びに内閣危機管理監等をもって充てられる（同法3条の5）。

とされている（同条3項）。この原子力事業者に負わせた義務については、立法過程で、原子炉等規制法の体系に位置付けることも検討されたが、地方公共団体が防災に関する基本的な責務を有していることや緊急時における原子力事業者と地方公共団体との連携といった観点に鑑み、原災法において、災害対策基本法に係る特別の措置と併せて規定されたものである¹⁰。そして、同条1項に定める義務を実効化するため、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が同項の規定に違反していると認めるとき、又は、原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき、原子力事業者に対し、同計画の作成又は修正を命ずることができ（同条4項）、仮に、原子力事業者である発電用原子炉設置者がこれに違反した場合、原子力規制委員会は、発電用原子炉の設置許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができるとされている（原子炉等規制法43条の3の20第2項22号）。

3 原子力規制及び災害対策に関する原子力規制委員会の考え方

前記1③のとおり、原子力規制委員会は、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙A第7号証）において、「「原子力又は放射線の緊急事態に対する準備と対応」（GSR part 7）において・・・避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備と対応について原子力事業者に対する規制として規定することは求められていない」（同66頁）としている。現に、IAEA加盟の各国においても、原子力災害対策を原子力事業者に対する規制として規定するか否か、また、何らかの点で同規制と関連付けるか否かは、国ごとに異なる。

そして、前記2（1）で述べたとおり、我が国の法体系において、発電用原

¹⁰ 原子力防災法令研究会編著、原子力災害対策特別措置法解説16、17頁

子炉による災害を防止するための事項は、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号により発電用原子炉の設置許可の要件とされ、同号の委任を受けた設置許可基準規則がこれを規定している。原子力規制委員会は、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙A第7号証）において、この事項は「原子力発電所の安全：設計」（前記1②）に規定された5層の防護階層のうち、第1ないし4の防護階層に対応し（同68頁）、一方、避難計画に関する事項等、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するための措置については、原災法において定められているところ、この措置は、5層の防護階層のうち、第5の防護階層に対応する（同頁）としており、我が国の法体系は、原子炉等規制法と原災法とを併せて国際的な基準の一つであるIAEA作成の安全基準と整合しているとしている。

なお、原子力規制委員会は、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙A第7号証）の「§2 2-6 安全目標と新規制基準の関係」及び「§3 3-3 重大事故等対処施設」において、福島第一原子力発電所事故を踏まえて環境の保全を図り長期避難を防ぐ観点も安全目標に取り込むとともに、設置許可基準規則において格納容器破損防止対策に有効性があることの確認を求めており、放射性物質の放出による環境への影響をできるだけ小さくとどめるようにしているとしている（同77～83、151～153頁）。

第2 浜岡地域における原子力災害対策

1 本件原子力発電所に係る原子力災害対策

被告は、本件原子力発電所において、原災法の施行以降、同法に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために、緊急事態区分に応じた関係機関への通報並びに原子力防災要員の設置及び原子力防災資機材の備付け等について定めた原子力事業者防災業務計画を作成し、必要に

応じて修正をしている。また、被告は、静岡県等の地域防災計画との整合を図るため、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に当たり、あらかじめ静岡県知事等と協議している。更に、被告は、原子力事業者防災業務計画を修正した場合には、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ている。なお、被告は、国への非常用通信機器を用いた通報連絡訓練等を実施するとともに、静岡県が実施する住民避難等の応急対策に関わる訓練にも参加して、関係機関との連携強化を図っている。

2 浜岡地域原子力災害広域避難計画

(1) 静岡県の浜岡地域原子力災害広域避難計画

静岡県は、上記1で述べた被告の原子力事業者防災業務計画をはじめとする防災対策上必要な資料を対策拠点施設等に備え付けるとともに、平成28年3月、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に基づき、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めた浜岡地域原子力災害広域避難計画を作成し、現在、市町ごとの県外避難先の市区町村を定めるなどの改訂を行っている。また、各市町は、この浜岡地域原子力災害広域避難計画を踏まえて市町原子力災害広域避難計画を作成しているところである。

前記第1 2 (2)で述べたとおり、都道府県に設置される都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき地域防災計画を作成することとされているところ、防災基本計画は原子力災害とともに、地震災害、津波災害等についても作成されている。静岡県が平成27年6月に作成した静岡県地域防災計画（共通対策の巻）においては、「本県の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こ

るなど最悪の事態を想定する必要がある」¹¹とされ、上記の静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に基づく浜岡地域原子力災害広域避難計画においては、大規模地震との複合災害等の場合も考慮した避難先が定められている。このように、静岡県は静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）に基づき浜岡地域原子力災害広域避難計画を作成するに当たり地震災害も考慮している。

（2）今後行われる検討

前記第1 2（2）で述べたとおり、地域防災計画は、当該地方公共団体による作成後、地域原子力防災協議会の作業部会における検討を経たうえで、同協議会において、合理的かつ具体的なものとなっていることが確認され、更に、原子力防災会議に報告され、了承される¹²。また、同計画は、住民避難等の応急対策に関わる訓練等を踏まえて継続的に充実化が図られる。

ちなみに、先行する伊方地域及び高浜地域の地域原子力防災協議会の作業部会においては、各地方公共団体が作成した地域防災計画をそれぞれ具体化する検討が行われた。例えば、防災無線、広報車等の住民に対する情報提供の方法の検討、自然災害も考慮した複数の避難先及び複数の避難経路の検討、バスや要支援者のための福祉車両の台数といった避難手段の確保の検討等が行われ、PAZ及びUPZ圏内の住民につき緊急事態区分に応じた対応が具体化された。また、防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄及び供給に

¹¹ 「静岡県地域防災計画 共通対策の巻」平成27年6月静岡県防災会議 共通-14

¹² 例えば、四国電力株式会社伊方発電所3号機（平成25年7月8日に新規規制基準への適合性確認審査のための原子炉設置変更許可申請がなされ、平成27年4月から同年6月にかけての同申請に係る補正を経て、同年7月15日に原子炉設置変更許可がなされた。）について述べれば、愛媛県及び各市町の地域防災計画に基づく避難計画は、愛媛県及び各市町により平成25年11月までに作成された後、平成27年2月以降、伊方地域原子力防災協議会の作業部会等における11回の検討を経たうえで、同年8月26日、同協議会において合理的かつ具体的なものとなっていることが確認され、更に、同年10月6日、原子力防災会議に報告され、了承された。

ついでに検討が行われたほか、食料、飲料水、医薬品等の生活物資の調達及び供給につき、農林水産省、厚生労働省等の各省庁を通じて各種業界団体等の支援が受けられる体制の検討が行われた。更に、避難の際の交通規制や傷病者の輸送に係る警察や消防の支援、不測の事態が生じた場合の避難者や生活物資等の輸送に係る自衛隊からの支援についての検討などが行われた。

第3 原告らの主張に対する反論

1 我が国の法体系の I A E A 作成の安全基準との整合性を問題とする点について

原告らは、その準備書面 27 において、「米国においては、妥当で実行可能な緊急時計画の策定が原子力発電施設の運転許可条件になっており、 I A E A の要求する 5 層目の防護が規制基準とされている」（同 3 頁）ところ、原子力災害対策に関する事項を原子炉等規制法に定める発電用原子炉の設置許可の要件とはしていない我が国の法体系は国際的な基準の一つである I A E A 作成の安全基準と整合していないという趣旨の主張をしている。

しかしながら、そもそも原子力災害対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制と別個の制度によって行うか否か、また、何らかの点で同規制と関連付けるか否かは、原子力災害対策という事柄の性質から当然に決まるものといえないから、立法政策に属する事柄である。そして、前記第 1 2 (2) で述べたとおり、避難計画を含む原子力災害対策は、原子力発電所における安全対策が講じられてもなお、放射性物質が環境中へ異常放出される事態が生じた場合に、国民の生命、身体、財産を保護するために講じられる対策であることから、災害対策基本法の体系下で、原子力事業者だけでなく国及び地方公共団体が主体となり、相互に連携・協力して実施されてきた。そのため、我が国では、原子力災害対策に関する事項を原子炉等規制法において発電用原子炉の設置許可の要件とはせず、災害対策基本法の特別法である原災法において規定する

法体系を採っているものであり、これを不合理であるということとはできない¹³。加えて、更に、前記第1 3で述べたとおり、原子力規制委員会は、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙A第7号証）において、我が国の法体系は、原子炉等規制法と原災法とを併せて国際的な基準の一つであるIAEA作成の安全基準と整合しているとしている。

したがって、原告らの主張は理由がない。

2 放射性物質の環境中への異常な放出が発生する具体的な機序等を述べないで請求が認容されるべきであるとする点について

原告らは、人格権に基づく妨害予防請求として本件原子力発電所の運転終了・廃止等の請求をしているところ、訴状及び原告ら準備書面27において、「浜岡原発各炉のメルトダウンにより御前崎市、牧之原市、掛川市等の周辺自治体は地域住民の多数が死亡する」（訴状133頁）、「広域避難計画が策定されなければならないことは言を待たない」（原告ら準備書面27 2頁）として、IAEA作成の安全基準における第5の防護階層である避難計画の不備が免れず同請求が認容されるべきであると主張する。

しかしながら、被告がこれまで主張してきたとおり、人格権に基づく妨害予防請求が認容されるためには、人格権侵害による被害の危険が切迫していること、すなわち、人格権侵害による被害の生ずる「具体的危険性」の存在が必要である（平成24年2月29日付け被告準備書面（1）3、4頁、平成26年11月20日付け同（13）3、4頁）。しかるに、原告らは、本件原子力発

¹³ この点に関し、九州電力株式会社川内原子力発電所1、2号機の運転差止を求めた仮処分申立てについて福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定も、「原子力災害対策を発電用原子炉の設置、運転等に関する規制の対象とするか否かは、立法政策に属する事柄であって、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法等に基づく原子力災害対策が有効かつ適切に機能する限りにおいて、上記のような立法政策が、深層防護の観点からも、不合理であるということとはできず、そのような立法政策がとられたからといって、直ちに確立された国際的な基準を満たさないということもできない」と判示している。

電所において放射性物質の環境中への異常な放出が発生して原告らの人格権が侵害される具体的な機序や蓋然性を述べていない。

このように本件原子力発電所において放射性物質の環境中への異常な放出が発生して原告らの人格権が侵害される具体的な機序や蓋然性を述べることなく避難計画の不備が免れず人格権に基づく妨害予防請求としての上記請求が認容されるべきであるとする原告らの主張は失当である。

3 避難計画が地震災害を考慮していないとする点について

原告らは、その準備書面27において、静岡県作成の避難計画について、「平成24年度 浜岡原子力発電所の原子力災害に係る避難時間推計業務 報告書」(甲E第72号証)を取り上げて、「津波以外の原因による道路の障害・閉鎖を一切考慮して」おらず、「静岡県自身がこれに先だって公表した静岡県第4次地震被害想定においても、広範な被害予想を行って起(ママ)きながら・・・これは無視している」として、地震災害を考慮していない「非現実的な想定」とであると主張する(原告ら準備書面27 6頁)。

しかしながら、前記第2 2(1)で述べたとおり、静岡県は静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻)に基づき浜岡地域原子力災害広域避難計画を作成するに当たり地震災害も考慮しているのであって、静岡県作成の避難計画が地震災害を考慮しておらず非現実的であるとする原告らの主張は誤りである。なお、原告らが静岡県作成の避難計画として取り上げる「平成24年度 浜岡原子力発電所の原子力災害に係る避難時間推計業務 報告書」は、静岡県から委託を受けた業者が避難計画作成を支援するために実施したシミュレーションにすぎない。

以上

